

持ち家リフォーム支援

住宅リフォームの需要喚起と移住定住促進のため、自らが所有し、居住する住宅の性能向上や耐震改修工事の費用の一部を支援します。

なお、移住・定住リフォーム支援(暮らそう山形！移住・定住促進事業)は、支援対象を移住・新婚・子育て世帯に限定した支援です。

1. 支援金額、要件等

① 一般リフォーム工事

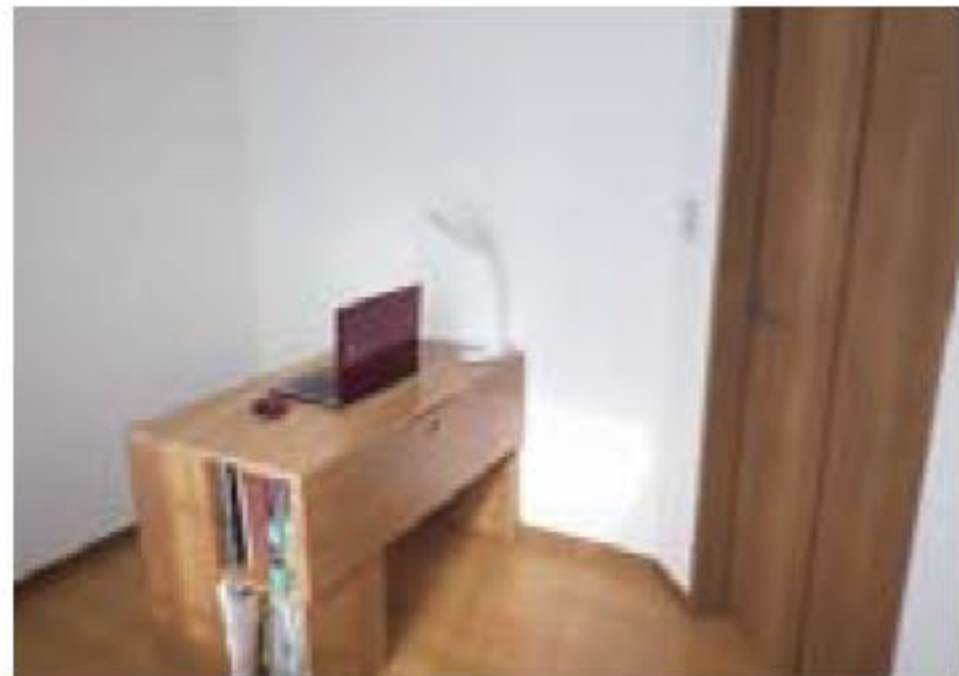
	やまがたの家需要創出事業	暮らそう山形！移住・定住促進事業
対象世帯	全ての世帯	移住・新婚・子育て世帯※1
補助率・補助金額	1/5・上限24万円 ※2	1/3・上限30万円 ※2
施工者	施工者が県内に本店又は主たる事務所を有する大工・工務店であること※2	
要件工事	「基準点表」の6つの要件工事の合計が10点以上となる工事 (工事費50万円未満の場合は5点)	
補助対象工事費	要件工事と一緒に行うリフォーム工事の工事費総額 ※システムキッチン交換、屋根の改修・塗装、畳替え等の工事を含めることができます。	

※1：対象世帯	移住世帯	平成28年4月1日以降に山形県内へ移住した世帯員がいる世帯
	新婚世帯	申請日において婚姻した日から5年以内の世帯
	子育て世帯	平成15年4月2日以降に生まれた子がいる世帯(出産予定を含む)

※2：市町村によって補助率、補助金額等が異なる場合があります。

【要件工事事例】

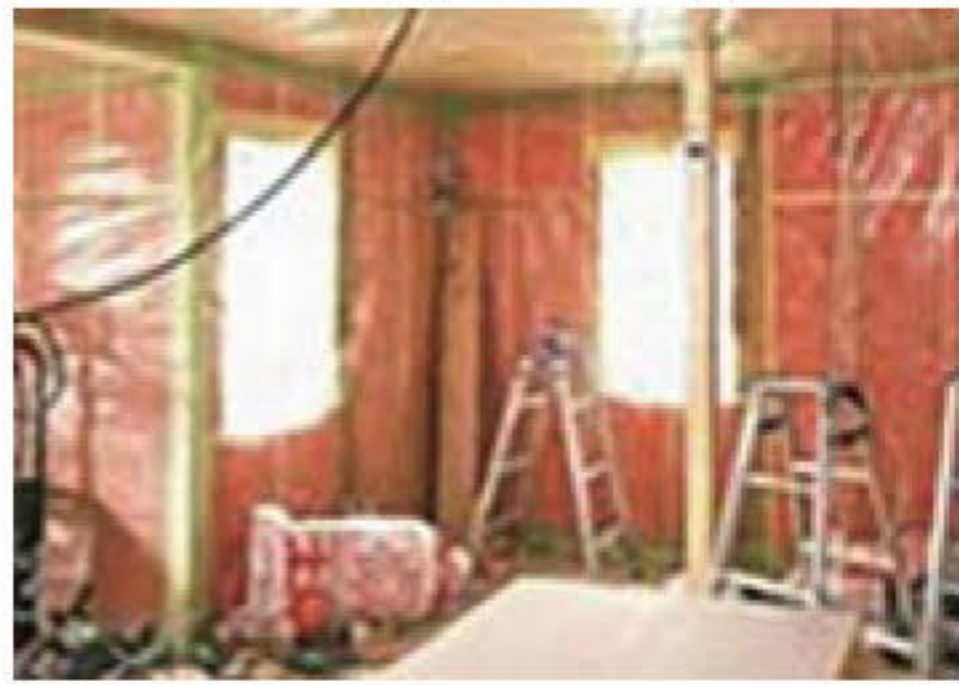
①新・生活様式対応
ワークスペース設置



②減災・部分補強
防災ベッド設置



③寒さ対策・断熱化
壁に断熱材充填



④バリアフリー化
和式から洋式便器へ



⑤克雪化
融雪屋根設備設置



⑥県産木材使用
増築部分に県産木材を使用



② 耐震改修工事

	やまがたの家需要創出事業
補助率・補助金額	1/2・上限80万円 ※2
施工者	施工者が県内に本店又は主たる事務所を有する大工・工務店であること※2
対象工事	住宅の耐震診断の結果に基づき市町村が定める水準以上の耐震性能を確保する工事 ※予め耐震診断を受ける必要があります。 ※市町村によっては耐震診断への補助があります。

★「一般リフォーム工事」と「耐震改修工事」の補助金は併せてご利用いただけます。(それぞれの要件を満たすことが必要です。)

2. 募集期間と募集戸数

市町村によって異なるため、市町村の窓口(P.16)へ問合せください。
申込窓口は住宅が所在する市町村(P.16)です。

基準点表 ※長さ、面積、体積を単位とした基準点の計算は、単位に満たない端数を切り捨てて算定した後の合計となります

●別表第1	工 事 内 容		点 数
1-1	宅配ボックス又はモニター付きインターホンを設置する工事		5点/箇所
1-2	住宅内や玄関脇に手洗い器を設置する工事		10点/箇所
1-3	タッチレス水栓器具を設置する工事		5点/箇所
1-4	通風式玄関ドアに取り替える工事又は換気用の開口部を設置する工事		10点/箇所
1-5	自動開閉式便座に取り替える工事		8点/箇所
1-6	テレワーク等を行うためのワークスペースを設置する工事又は既存の居室をワークスペースに改良する工事		10点/箇所
●別表第2	工 事 内 容		点 数
2-1	住宅の既存部分にある壁（幅90cm以上のものに限る）を筋かいや構造用合板等で補強する工事		10点/箇所
2-2	住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する工事		10点/箇所
2-3	住宅内に耐震シェルターや防災ベッド等を設置する工事		10点/箇所
2-4	主要構造部の柱を補強、又は増設する工事		10点/箇所
2-5	基礎の強度を上げる工事		10点/箇所
2-6	柱、梁、又は筋かいの接合金物を増設する工事		5点/箇所
注）この表は、耐震改修工事と併せて施工するリフォーム等工事には適用しない。			
●別表第3	工 事 内 容		点 数
3-1	やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事		10点/工事
3-2	外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具、複層ガラス入り建具又は複層ガラス等を設置する工事		5点/箇所
3-3	熱交換換気システムを設置する工事		4点/箇所
3-4	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事		2点/㎡
3-5	浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事		10点/箇所
●別表第4	工 事 内 容		点 数
4-1	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事		10点/㎡
4-2	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事		10点/箇所
4-3	浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	（1）浴室の床面積を増加させる工事	10点/㎡
		（2）浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所
		（3）固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2点/箇所
		（4）身体洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	3点/箇所
4-4	便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	（1）便所の床面積を増加させる工事	10点/㎡
		（2）便器を座便式のものに取り替える工事	10点/箇所
		（3）座便式の便器の座高を高くする工事	10点/箇所
4-5	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	（1）長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの	2点/m
		（2）長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの	2点/箇所
4-6	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事	（1）勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの	10点/㎡
		（2）(1)以外の部分の段差を解消するもの	5点/㎡又は 2点/箇所
4-7	住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	（1）開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5点/箇所
		（2）開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1点/箇所
		（3）戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事	イ 戸に開閉のための動力装置を設置するもの 10点/箇所
		ロ 戸を吊戸方式に変更するもの 5点/箇所	
		ハ イ及びロ以外のもの 2点/箇所	
4-8	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事		1点/㎡
4-9	エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事		10点/箇所
●別表第5	工 事 内 容		点 数
5-1	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの	（1）雪下ろし作業用命綱（安全帯）を固定するための金具を取り付ける工事	2.5点/箇所
		（2）雪止めを設置し、又は取り替える工事	5m未満は5点/箇所 5m以上は10点/箇所
		（3）固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事	1階分につき5点
5-2	住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	（1）屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所
		（2）雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10点/箇所
		（3）屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所
5-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事		10点/箇所
●別表第6	工 事 内 容		点 数
住宅に県産木材を使用した工事			2.5点/0.1㎡

本事業の問合せ先

【一般リフォーム】

TEL 023-630-2649

山形県 県土整備部 建築住宅課 住まいづくり支援担当

制度の詳しい
内容はこちら↓



【耐震改修】

TEL 023-630-2640

建築安全推進担当

制度の詳しい
内容はこちら↓

